

議案第 5 2 号

大野市子育てライフサポート事業実施要綱の全部を改正する要綱案

令和 7 年 8 月 2 2 日 提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

福井県が実施するすみずみ子育てサポート事業実施要綱の一部改正に伴い、所要の改正を行うため

大野市教育委員会告示第 号

大野市子育てライフサポート事業実施要綱（令和5年教育委員会告示第21号）の全部を改正する。

令和7年8月 日

大野市教育委員会  
教育長 久保俊岳

## 大野市子育てライフサポート事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、全ての妊婦が安心して出産し、全ての子育て世帯が安心して子育てできる環境を切れ目なくサポートするとともに、保護者の負担感の軽減及び心身のリフレッシュに資するサービスを提供するために実施する子育てぴったりサポート及び子育て応援チケットに関し必要な事項を定めるものとする。

### 第1章 子育てぴったりサポートに関する事項

（実施主体）

第2条 子育てぴったりサポートの実施主体は、大野市（以下「市」という。）とする。ただし、市は事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人又は特定非営利活動法人等（以下「ぴったりサポート受託者」という。）に委託して事業を実施することができる。

（実施要件）

第3条 ぴったりサポート受託者のうち、一時預かりサービスを行う事業団体については、認可外保育施設の届出を福井県に行うこととする。

2 施設を設けずに居宅等に保育者を派遣して一時預かりサービスを行う場合については、認可外の居宅訪問型保育事業者としての届出を福井県に対し行うこと。  
なお、この場合、保育士、看護師の資格を有していない者が実施する場合には、

福井県が実施する子育て支援員研修又はそれと同等の研修を受講することとする。

(利用対象者)

第4条 子育てぴったりサポートの対象となる者（以下「ぴったりサポート利用対象者」という。）は次のとおりとする。

(1) 子育て家庭 本市に住所を有する小学校3年生までの児童を養育する者で、就職活動、疾病、事故、冠婚葬祭、学校等の公的行事への参加のほか、育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消する等により、家庭で一時的に育児を行うことが困難な者とする。

(2) 妊婦家庭 本市に住所を有する妊婦で、家事援助が必要な者とする。

2 前項に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める者とする。

(事業内容)

第5条 この事業の種類は、次に掲げるものとする。

(1) 一時預かり

ア 施設型

イ 訪問型

(2) 保育所等への送迎 自動車での送迎は認めない。ただし、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者の所有するタクシー等を利用者の負担により利用される場合を除く。

(3) 子育て家庭等における家事援助 以下の内容のうち、原則、ぴったりサポート利用対象者及びこの事業の対象となる児童が在宅の場合に実施する事業とする。

ア 食事の用意、食材等の買い物

イ 洗濯、日干し、洗濯物の取入れ

ウ 住居の掃除、整理整頓

エ その他子育て家庭等の生活の中で生ずる軽易な日常生活上の援助

(利用時間の上限)

第6条 子育てぴったりサポートの利用時間は、午前8時から午後7時までのうちの8時間以内とし、原則として児童一人当たり月70時間以内とする。ただし、妊婦家庭の場合においては、月35時間以内とする。

2 前項に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めた場合は、これを変更することができる。

(利用の手続)

第7条 子育てぴったりサポートを利用しようとするときは、あらかじめ大野市子育てライフサポート（子育てぴったりサポート）利用申請書（様式第1号）を（第2条ただし書の規定により委託した場合はぴったりサポート受託者を經由して）教育委員会に提出しなければならない。

(利用料等)

第8条 子育てぴったりサポートの利用料は、ぴったりサポート受託者の定める額から別表に定める補助額を差し引いた額とする。

2 利用者は、前項の利用料のほか、この事業を利用するにあたり必要な実費について、負担しなければならない。

(賠償責任保険への加入)

第9条 ぴったりサポート受託者は、この事業の実施に当たって、賠償責任保険に加入しなければならない。

(実績報告)

第10条 ぴったりサポート受託者は、利用の実績について毎月、大野市子育てライフサポート（子育てぴったりサポート）事業実績報告書（様式第2号）により当該月の翌月10日までに、教育委員会に報告するものとする。

(委託料の請求)

第11条 ぴったりサポート受託者は、委託料の支払を受けようとするときは、大野市子育てライフサポート（子育てぴったりサポート）事業委託料請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により事業実施者から委託料の請求を受けたときは、その請求の内容を審査し、適当と認めるときは契約に基づきこれを支払うものとする。

## 第2章 子育て応援チケットに関する事項

(実施主体)

第12条 子育て応援チケットによるサービス（以下「子育て応援チケットサービス」という。）の実施主体は、市とする。ただし、市は、事業の全部又は一部を適

切な事業運営ができると認められる市内の法人等（以下「チケットサービス受託者」という。）に委託して事業を実施することができる。

（実施内容）

第13条 子育て応援チケットサービスの実施内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 一時預かり（施設型・訪問型）
- (2) 家事援助
- (3) 保護者の育児等に伴う心理的又は身体的負担の軽減、不安の解消及びリフレッシュに資するサービス（以下「リフレッシュサービス」という。）

（利用対象者）

第14条 子育て応援チケットサービスを利用することができる者（以下「チケットサービス利用対象者」という。）は、本市に住所を有する者で、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 一時預かり（施設型・訪問型） 生後12月までの児童を養育する保護者（以下「新生児養育保護者」という。）又は大野市家庭育児応援手当支給事業実施要綱（令和3年教育委員会告示第44号）第4条に規定する支給対象者（以下「家庭育児応援手当受給者」という。）
- (2) 家事援助 妊婦、新生児養育保護者、家庭育児応援手当受給者又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条に規定する支給要件を満たす者（以下「特別児童扶養手当受給者」という。）
- (3) リフレッシュサービス 妊婦、新生児養育保護者、家庭育児応援手当受給者又は特別児童扶養手当受給者

（子育て応援チケットの交付及び申請等）

第15条 チケットサービス利用対象者は、チケットの交付を受けようとするときは、大野市子育てライフサポート（子育て応援チケットサービス）利用申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

2 市は、次の各号に掲げるチケットサービス利用対象者の申請区分に応じ、当該各号に定める時期に応援チケットを交付するものとする。

- (1) 妊婦 妊娠届出書の提出と併せて、大野市子育てライフサポート（子育て応援チケットサービス）利用申請書を提出したとき。
- (2) 新生児養育保護者 出生した児童の分として、大野市子育てライフサポート（子育て応援チケットサービス）利用申請書を提出したとき。

(3) 家庭育児応援手当受給者 家庭育児応援手当の受給者となった場合にあっては大野市子育てライフサポート(子育て応援チケットサービス)利用申請書を提出したとき。

(4) 特別児童扶養手当受給者 特別児童扶養手当の受給者となった場合にあっては大野市子育てライフサポート(子育て応援チケットサービス)利用申請書を提出したとき。

3 市は、チケットサービス利用対象者1人(ただし、妊婦以外は児童1人当たり)につき子育て応援サービス10回分のチケット(以下「チケット」という。)を交付する。ただし、チケットサービス利用対象者が前条各号の2つ以上に該当するときは、チケットを重複して交付することができる。

4 チケットの使用期限は、次の各号に掲げるチケットサービス利用対象者の区分に応じ、当該各号に定める日までとする。

(1) 妊婦 出産予定日の属する月の月末

(2) 新生児育児保護者 当該新生児の生後12月を経過する誕生月の月末

(3) 家庭育児応援手当受給者 チケットの交付を受けた日の属する年度の末日

(4) 特別児童扶養手当受給者 チケットの交付を受けた日の属する年度の末日

(サービスの利用方法)

第16条 チケットの交付を受けた者は、チケットを教育委員会(第12条ただし書の規定により委託した場合はチケットサービス受託者)に提出することにより、サービスを無料で利用することができるものとする。

2 チケットの交付を受けた者は、チケットを他人に譲渡してはならない。

3 チケットの交付を受けた者が、第14条に規定するチケットサービス利用対象者でなくなったときは、その事由が発生した日の翌日からサービスの利用を停止するものとする。

(実績報告)

第17条 チケットサービス受託者は、毎月、事業の実施状況を大野市子育てライフサポート(子育て応援チケットサービス)事業実績報告書(様式第5号)により当該月の翌月10日までに、教育委員会に報告するものとする。

(委託料の請求及び支払)

第18条 チケットサービス受託者は、委託料の支払を受けようとするときは、大野市子育てライフサポート（子育て応援チケットサービス）事業委託料請求書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定によりチケットサービス受託者から委託料の請求を受けたときは、その請求の内容を審査し、適当と認めるときは契約に基づきこれを支払うものとする。

（返還）

第19条 市長は、偽りその他不正な手段によって、子育て応援チケットサービスを利用した者があるときは、その者に対し、既に実施したサービスに要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第19条に規定する事項については、同日後もなおその効力を有する。

別表

利用者区分	1時間当たりの補助額		対象サービス		
	35時間未満	35時間以上 70時間以内	一時 預かり	送迎	家事 援助
第1子（就学前）	650円		施設型	○	○
第2子以降（就学前）	1,000円		施設型	○	○
第1子の多胎児（就学前）					
生後1か月未満の第1子 （家事援助のみ）	1,000円	650円	×	×	○
妊婦家庭（家事援助のみ）	650円	0円	×	×	○
上記以外	650円		施設型	○	○

出生順位を問わず一律*1	1,500円	訪問型	—	—
--------------	--------	-----	---	---

\*1 事業実施者が定める利用料金が1,500円を下回る場合は、利用料金の額を補助額とする。

様式第1号（第7条関係）

大野市子育てライフサポート（子育てぴったりサポート）利用申請書

年 月 日

大野市教育委員会 様

住 所

申請者氏 名

電話番号（ - - ）

大野市子育てライフサポート事業実施要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

児童又は妊婦の氏名 及び生年月日	氏 名 生年月日 年 月 日
希望する実施内容	<input type="checkbox"/> 一時預かり（施設型） <input type="checkbox"/> 一時預かり（訪問型） <input type="checkbox"/> 送迎 <input type="checkbox"/> 家事援助 ※希望する実施内容に「 <input checked="" type="checkbox"/> 」を入れてください。
希望する日時	月 日 時 分～ 時 分（ 時間）

市が保有する住民登録情報及び妊娠届に関する情報について、必要な範囲で閲覧することに同意します。

同意する場合は、「」を入れてください。同意しない場合は、これらの情報を確認できる書類を提出してください。

一時預かり（施設型・訪問型）を利用する場合は次の事項についても記載してください。

児童の健康状態	
児童の特徴及び性格	
緊急連絡先	① 電話番号（ - - ）
	② 電話番号（ - - ）

様式第2号（第10条関係）

大野市子育てライフサポート（子育てぴったりサポート）事業実績報告書

年 月 日

大野市教育委員会 様

受託者 所在地  
法人等名称  
代表者氏名

大野市子育てライフサポート事業実施要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

（ 年 月分）

利用日	子育てぴったりサポートの種類 (いずれかに「✓」)	利用者 氏名	利用 時間	利用者 区分
月 日	<input type="checkbox"/> 一時預かり（施設型） <input type="checkbox"/> 一時預かり（訪問型） <input type="checkbox"/> 送迎 <input type="checkbox"/> 家事援助			
月 日	<input type="checkbox"/> 一時預かり（施設型） <input type="checkbox"/> 一時預かり（訪問型） <input type="checkbox"/> 送迎 <input type="checkbox"/> 家事援助			
月 日	<input type="checkbox"/> 一時預かり（施設型） <input type="checkbox"/> 一時預かり（訪問型） <input type="checkbox"/> 送迎 <input type="checkbox"/> 家事援助			
月 日	<input type="checkbox"/> 一時預かり（施設型） <input type="checkbox"/> 一時預かり（訪問型） <input type="checkbox"/> 送迎 <input type="checkbox"/> 家事援助			
月 日	<input type="checkbox"/> 一時預かり（施設型） <input type="checkbox"/> 一時預かり（訪問型） <input type="checkbox"/> 送迎 <input type="checkbox"/> 家事援助			
月 日	<input type="checkbox"/> 一時預かり（施設型） <input type="checkbox"/> 一時預かり（訪問型） <input type="checkbox"/> 送迎 <input type="checkbox"/> 家事援助			
月 日	<input type="checkbox"/> 一時預かり（施設型） <input type="checkbox"/> 一時預かり（訪問型） <input type="checkbox"/> 送迎 <input type="checkbox"/> 家事援助			

添付書類 大野市子育てライフサポート（子育てぴったりサポート）利用申請書

様式第3号（第11条関係）

大野市子育てライフサポート（子育てぴったりサポート）事業委託料請求書

年 月 日

大野市長 様

受託者 所在地  
法人等名称  
代表者氏名

大野市子育てライフサポート（子育てぴったりサポート）事業委託料について、大野市子育てライフサポート事業実施要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

併せて、大野市子育てライフサポート（子育てぴったりサポート）の実施状況（ 年 月分）について、下記のとおり報告します。

記

1 委託料請求金額（ 年 月分） \_\_\_\_\_ 円

2 請求金額の内訳

利用者区分					合計
延べ利用時間 ……①	時間	時間	時間	時間	時間
ぴったりサポート補助額……②	円	円	円	円	—
請求金額 ……③ = (①×②)	円	円	円	円	円

添付書類 大野市子育てライフサポート（子育てぴったりサポート）事業実績報告書

様式第4号（第15条関係）

大野市子育てライフサポート（子育て応援チケットサービス）利用申請書

年 月 日

大野市教育委員会 様

住 所

申請者氏 名

電話番号（ - - ）

大野市子育てライフサポート事業実施要綱第15条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 児童又は妊婦の氏名及び生年月日

児 童	ふりがな			
	氏 名			
	生年月日	年 月 日	第	子
妊 婦	ふりがな			
	氏 名			
	生年月日	年 月 日		
申請区分	<input type="checkbox"/> 妊婦 <input type="checkbox"/> 新生児養育保護者 <input type="checkbox"/> 家庭育児応援手当受給者 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当受給者			
備 考				

市が保有する住民登録情報並びに家庭育児応援手当、特別児童扶養手当の受給状況及び妊娠届に関する情報について、必要な範囲で閲覧することに同意します。

同意する場合は「」を入れてください。同意しない場合は、これらの情報を確認できる書類を提出してください。

様式第5号（第17条関係）

大野市子育てライフサポート（子育て応援チケットサービス）事業実績報告書

年 月 日

大野市教育委員会 様

受託者 所在地  
法人等名称  
代表者氏名

大野市子育てライフサポート事業実施要綱第17条の規定により、次のとおり報告します。

（ 年 月分）

利用日	チケットの 使用枚数	子育てぴったりサポートの種類 (いずれかに「✓」)
月 日	枚	<input type="checkbox"/> 一時預かり <input type="checkbox"/> 家事援助 <input type="checkbox"/> リフレッシュ
月 日	枚	<input type="checkbox"/> 一時預かり <input type="checkbox"/> 家事援助 <input type="checkbox"/> リフレッシュ
月 日	枚	<input type="checkbox"/> 一時預かり <input type="checkbox"/> 家事援助 <input type="checkbox"/> リフレッシュ
月 日	枚	<input type="checkbox"/> 一時預かり <input type="checkbox"/> 家事援助 <input type="checkbox"/> リフレッシュ
月 日	枚	<input type="checkbox"/> 一時預かり <input type="checkbox"/> 家事援助 <input type="checkbox"/> リフレッシュ
月 日	枚	<input type="checkbox"/> 一時預かり <input type="checkbox"/> 家事援助 <input type="checkbox"/> リフレッシュ
月 日	枚	<input type="checkbox"/> 一時預かり <input type="checkbox"/> 家事援助 <input type="checkbox"/> リフレッシュ
月 日	枚	<input type="checkbox"/> 一時預かり <input type="checkbox"/> 家事援助 <input type="checkbox"/> リフレッシュ
月 日	枚	<input type="checkbox"/> 一時預かり <input type="checkbox"/> 家事援助 <input type="checkbox"/> リフレッシュ
月 日	枚	<input type="checkbox"/> 一時預かり <input type="checkbox"/> 家事援助 <input type="checkbox"/> リフレッシュ

※ 1時間当たりの委託料単価×チケットの使用枚数＝委託料

添付書類 使用したチケット



# 子育てライフサポート事業の要綱改正について（令和7年10月1日施行）

## 要綱改正の趣旨

### <サービスの拡充>

改正前	改正後
訪問型一時預かり（シルバー人材センター）	訪問型一時預かり（シルバー人材センター）
家事援助（シルバー人材センター）	家事援助（シルバー人材センター）
施設型一時預かり（ちっく・たっく）	施設型一時預かり（ちっく・たっく）
	キッズ・ベビーシッター（ふく育さん）

- ☞ 訪問型一時預かりとは違い、保護者が外出できる。
- ☞ シッターの年齢が30代～50代と利用者との年代が比較的近い

サービスの拡充を図る。

- 子育てぴったりサポート（一時預かり、家事援助）のサービスを追加することで、利用者の**選択肢を増やす**。  
**他自治体との格差をなくす**。

### <受益者負担の原則>

- 子育てぴったりサポートを必要とする家庭に**公平にサービスが届けられるよう**、利用者に**応分の負担を求める**。
- 応分の負担を求めることで、**限りあるサービス資源を有効活用し、必要以上の利用を制限**する。

### <利用者負担の見直し>

サービス追加後の利用者負担金（額）の均衡を図る。

※第1子のこどもの保護者が利用する場合

改正前（1時間当たり）		改正後（1時間当たり）	
訪問型一時預かり（シルバー人材センター）	300円	訪問型一時預かり（シルバー人材センター）	500円
家事援助（シルバー人材センター）	300円	家事援助（シルバー人材センター）	500円
施設型一時預かり（ちっく・たっく）	300円	施設型一時預かり（ちっく・たっく）	500円
		キッズ・ベビーシッター（ふく育さん）	1,350円

※シルバー人材センター、ちっく・たっくの利用料金は大野市の契約金額による。

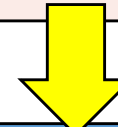
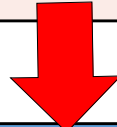
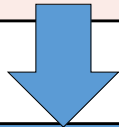
※ふく育さんの利用料金は福井県の契約金額（県内統一）による。

### <大野市の独自性の確保>

- 子育て応援チケット利用による一時預かり、家事援助、リフレッシュサービスの提供については**改正せず**、人気のあるリフレッシュサービスの提供を**継続**する。

## 子育てライフサポート事業

★子育て応援チケット	★ぴったりサポート												
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 一時預かり（施設型・訪問型）</li> <li>• 家事援助</li> <li>• リフレッシュ</li> </ul> <p>対象 1歳未満、妊婦 家庭育児応援手当(3歳未満) 特別児童扶養手当(~20歳)</p> <p>利用者負担 無料（チケット10枚）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 一時預かり（施設型・訪問型）</li> <li>• 家事援助</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">対象</td> <td style="width: 45%;">小学校3年生まで すべての妊婦（家事 援助は18歳まで）</td> <td style="width: 40%; text-align: center;"><b>ひとり親家庭（～18歳）</b></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">利用者負担</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">1時間あたり300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">第2子以降無料</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: right;"><b>※ひとり親家庭減免措置有り</b></td> </tr> </table>	対象	小学校3年生まで すべての妊婦（家事 援助は18歳まで）	<b>ひとり親家庭（～18歳）</b>	利用者負担	1時間あたり300円			第2子以降無料			<b>※ひとり親家庭減免措置有り</b>	
対象	小学校3年生まで すべての妊婦（家事 援助は18歳まで）	<b>ひとり親家庭（～18歳）</b>											
利用者負担	1時間あたり300円												
	第2子以降無料												
	<b>※ひとり親家庭減免措置有り</b>												



子育てライフサポート事業		母子家庭等日常生活支援事業
★子育て応援チケット	★ぴったりサポート	
同 上	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 一時預かり（施設型・訪問型）</li> <li>• 家事援助</li> <li>• <b>送迎（徒歩・公共交通機関利用等）</b></li> </ul> <p>○対象：小学校3年生まで すべての妊婦</p> <p><b>利用者負担 1時間あたり</b> 第1子 500円～ 第2子以降 150円～</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 生活援助（訪問型一時預かり・家事援助）</li> <li>• 子育て支援ヘルパー</li> </ul> <p>○対象：母子家庭・父子家庭（～18歳） 寡婦</p> <p>○利用者負担 生活援助 300円 子育て支援 150円 ※減免措置有り</p>

家事援助の対象を18歳までから小学3年生までの子どもがいる世帯に縮小するが、サービスを真に必要とする世帯(ヤングケアラー対策)については、教育委員会が特に必要と認める者として対象とする。